

11/5(火)
から

旧姓を記載したマイナンバーカードなどがあれば

- 旧姓が使われる場面で **証明に使えます！**
- 旧姓で**本人確認** ができます！

【詳細】 戸籍住民課 ☎ 381-1020

住民票・マイナンバーカード・印鑑登録証明書に 旧姓(旧氏)が記載できるようになります

こんなときに便利

11月5日から、住民票、マイナンバーカード、印鑑登録証明書に旧氏を記載できるようになります。

婚姻などで氏に変更があった場合に、従来称してきた氏を住民票やマイナンバーカードなどに記載することで、契約などの旧氏が使われるさまざまな場面で活用ができるほか、職場や就職活動などにおける本人確認に役立てることができます。

マイナンバーカードなどに記載できる旧氏は、一人につき一つです。

印鑑登録は、旧氏での印鑑登録が廃止されず継続して使用できるようになります。

また、現在印鑑を登録されていない方でも、新たに旧氏での印鑑を登録することができます。

旧氏での印鑑登録を希望される方は手続き方法について戸籍住民課(☎ 381-1020)へお問い合わせください。

こんなときどうなるの？ 旧氏の記載Q & A

Q 一度記載した旧氏の記載は変更できないのですか？

A マイナンバーカードなどに記載した旧氏は、氏に変更があった場合でもそのまま記載を続けることができます。

そのほか申請により変更の直前まで戸籍に記載されていた氏への変更が可能です。

また、旧氏の記載が不要になったときは削除することもできます。

例) 変更する場合

現在の記載 山田 (旧氏：佐藤)

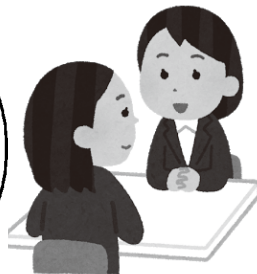


現在の氏が山田から田中に変更になった後の記載

田中 (旧氏：佐藤) 【そのまま記載できる】

田中 (旧氏：山田) 【申請により変更できる】

記載ができる旧氏
についての詳細は
戸籍住民課 (☎
381-1020) へお問
い合わせください



Q 引越などで市外に転出した場合はどうなるのですか？

A 他市区町村に転出した場合でも、住民票、マイナンバーカード (写真付)、通知カードに記載した旧氏は、そのまま引き継ぐことができます。



印鑑登録は、転出先の市区町村で再度登録が必要です

住民票

前

| | |
|-----|-------|
| 住民票 | |
| 氏名 | 山田 花子 |
| 姓 | 山田 |
| 氏 | 花子 |
| 旧氏 | 佐藤 |

後

| | |
|-----|-------|
| 住民票 | |
| 氏名 | 山田 花子 |
| 姓 | 山田 |
| 氏 | 花子 |
| 旧氏 | 佐藤 |

印鑑登録証明書

印鑑登録証明書

前

| | |
|------|-------|
| 氏名 | 山田 花子 |
| 生年月日 | |
| 住所 | |

後

| | |
|------|---------------|
| 氏名 | 山田 花子 (旧氏：佐藤) |
| 生年月日 | |
| 住所 | |

マイナンバーカード



山田 [佐藤] 花子



氏



[旧氏]



名

旧氏の記載には申請が必要です

旧氏の記載を希望する場合には、住民登録をされている市区町村の窓口で申請が必要になります。申請には、旧氏が記載された戸籍謄本などが必要です。

なお、申請により旧氏を記載した場合、住民票の写しの交付を受けるときに、旧氏または現在の氏の一方のみを非表示にすることはできません。

※旧氏記載の申請方法は8ページを参照ください。

マイナンバーカード取得方法

マイナンバーカードを取得するには、下記のいずれかの方法で申請してください。申請後、交付通知書（はがき）が届きますので、事前に予約し、交付場所で受け取ってください。

①通知カード同封の申請書（通知カード下部分）を郵送して申請

②パソコンから申請

③スマートフォンから申請

④まちなかの証明写真機から申請

※マイナンバーカード申請のステッカーが貼られている証明写真機が対象

なお、マイナンバーカードの申請から交付通知書発送までの期間は、概ね1ヵ月となります。

※詳細は通知カードに同封されている、「個人番号カード交付申請のご案内」またはマイナンバーカード総合サイトをご確認ください。

マイナンバーカード 検索



旧氏記載の申請方法

1 旧氏から現在の氏までが記載されている戸籍謄本等を用意



旧氏の記載されている戸籍謄本等から現在の氏が記載されている戸籍に至る全ての戸籍謄本等（本籍地の市区町村で請求※）を用意する。

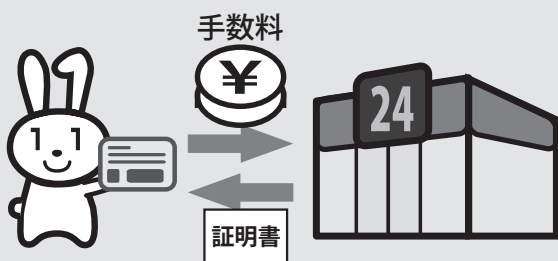
※本籍地を変更している場合は、前の本籍地がある市区町村にも戸籍謄本等を請求する必要があります。

2 市役所の窓口で手続き



用意した戸籍謄本等とマイナンバーカード（または通知カード）を持って、窓口で手続きをする。

マイナンバーカードがあれば、各種証明書をコンビニで取得できます 証明書等コンビニ交付サービス



▶取得可能な証明書

- 住民票の写し（本人または同一世帯員分）
- 印鑑登録証明書※1 ○戸籍謄本等※2
- 所得証明書、課税証明書、所得・課税証明書※3

お近くのコンビニで！お待たせしません！

旧氏を記載する手続きをした方は、多機能端末機を設置しているコンビニエンスストアなどの店舗でも、旧氏が記載された住民票の写し及び印鑑登録証明書を取得できます。なお、旧氏が記載された住民票の写しは11月5日(火)から、印鑑登録証明書は11月20日(水)から取得可能です。

- ※1 印鑑登録証を返納している方
- ※2 江別市に住民登録および本籍がある方
- ※3 取得できる証明書の発行年度は最新年度分のみ